別紙２

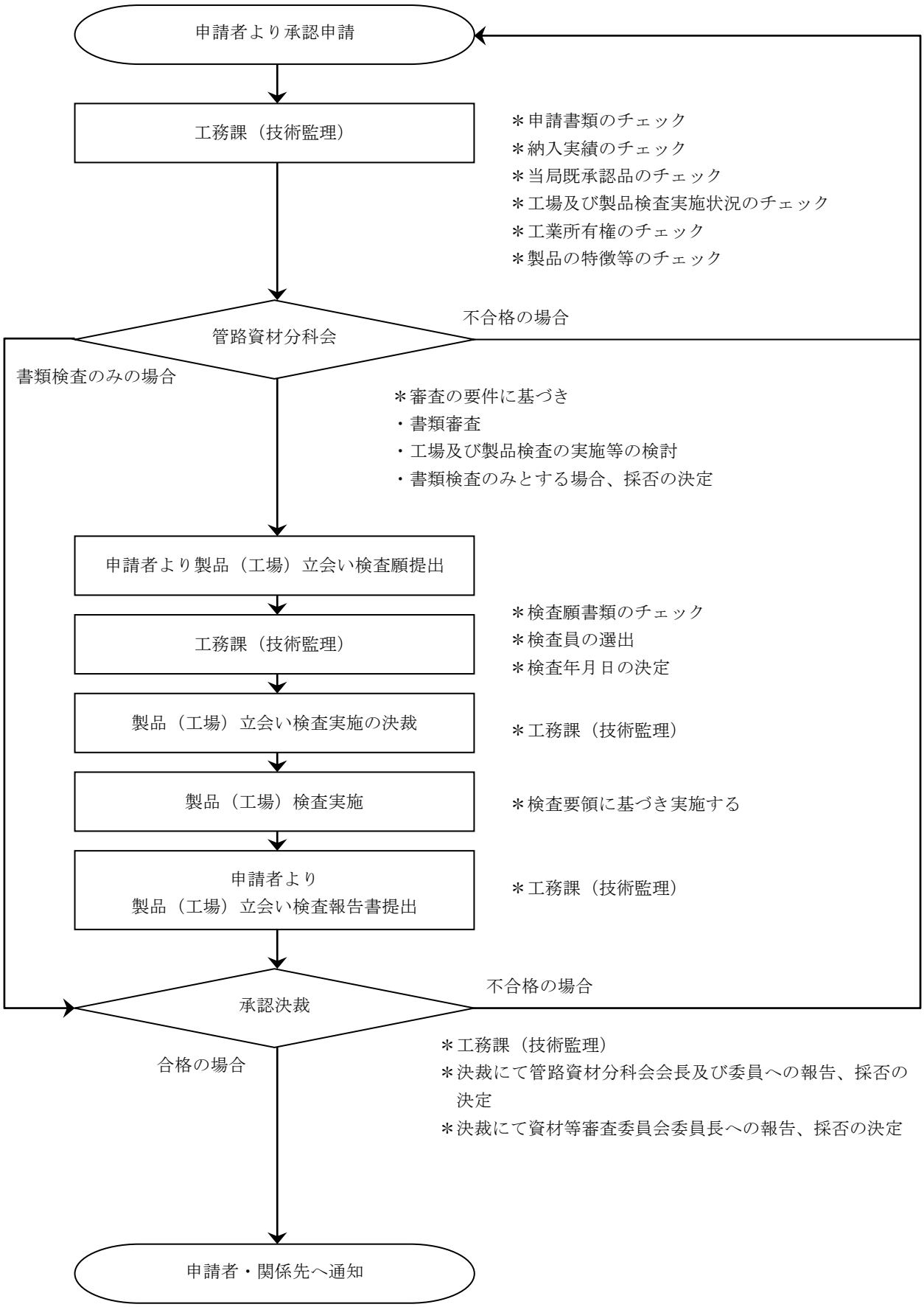
申請者より承認申請
工務課（技術監理）
＊申請書類のチェック
＊納入実績のチェック
＊当局既承認品のチェック
＊工場及び製品検査実施状況のチェック
＊工業所有権のチェック
＊製品の特徴等のチェック
管路資材分科会
不合格の場合
書類検査のみの場合
＊審査の要件に基づき
・書類審査
・工場及び製品検査の実施等の検討
・書類検査のみとする場合、採否の決定
申請者より製品（工場）立会い検査願提出
工務課（技術監理）
＊検査願書類のチェック
＊検査員の選出
＊検査年月日の決定
製品（工場）立会い検査実施の決裁
＊工務課（技術監理）
製品（工場）検査実施
＊検査要領に基づき実施する
申請者より
製品（工場）立会い検査報告書提出
＊工務課（技術監理）
承認決裁
不合格の場合
合格の場合
＊工務課（技術監理）
＊決裁にて管路資材分科会会長及び委員への報告、採否の決定
＊決裁にて資材等審査委員会委員長への報告、採否の決定
申請者・関係先へ通知